

危機管理部

地域防災対策

(危機管理課 内線 2369)

暴風、豪雨、洪水、地震、津波等のさまざまな災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防・警察等の防災関係機関と連携し、災害の予防、災害発生時の応急対策及び災害後の復旧作業に関して必要な対策を講じる。

1 防災体制の充実

(1) 災害時の防災体制組織(本部体制の種別)

- ① 防災体制の種別
 - ・情報連絡本部(本部長:危機管理課長) — 予備配備
 - ・災害警戒本部(本部長:危機管理部長) — 警戒配備
 - ・災害対策本部(本部長:市長) — 警戒配備・非常配備
- ② 災害復旧体制の種別
 - ・災害復旧対策本部(福祉部主体)

(2) 防災訓練の実施

- ① 総合防災訓練(3年に1回開催)の実施
- ② 市民参加型訓練(総合防災訓練を行わない年に、北・南消防署管内で輪番実施)
- ③ 地区防災訓練の実施
- ④ 自主防災組織、各総合支所・地域センター・地域事務所、各管轄消防署・消防団等が中心となった自主防災訓練(避難誘導・救出救護・初期消火・資機材操作等訓練)、図上訓練(DIG)の実施
- ⑤ 防災講話の実施

(3) 宮崎市地域防災計画の見直し

災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、宮崎市防災会議を開催し、必要な箇所の修正を実施する。

※宮崎市防災会議～災害対策基本法第16条の規定に基づき設置される会議

(4) 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

本市が、平成26年3月28日に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「防災対策推進地域」「津波避難対策特別強化地域」に指定されたため、同法に基づいて、本市の各種計画を策定し、津波避難に係る各種施設の整備を進めている。

(5) 防災施設・設備の整備

非常食等を分散備蓄するためのスペースとして、市内123カ所に備蓄倉庫を整備している。

・備蓄倉庫(123カ所)

中央東(5カ所)、中央西(6カ所)、小戸(2カ所)、大宮(5カ所)、東大宮(4カ所)、大淀(6カ所)、大塚(4カ所)、櫛(9カ所)、大塚台(2カ所)、生目台(4カ所)、小松台(2カ所)、赤江(5カ所)、本郷(5カ所)、木花(6カ所)、青島(5カ所)、住吉(5カ所)、生目(8カ所)、北(5カ所)、佐土原(11カ所)、田野(6カ所)、高岡(9カ所)、清武(9カ所)

(6) 災害時備蓄品等の整備

「宮崎市備蓄基本計画」に基づき、災害時に必要となる物資・資機材等を目標数量に向けて年次的に整備している。

- ① 非常食等(保存パン、アルファ米、乳児用ミルク、保存用飲料水等)
- ② 生活必需品(毛布、災害時用トイレ、生理用品、紙おむつ等)

- ③ その他(発電機、投光器等)

(7) 防災情報の収集・連絡体制

- ① 宮崎県気象情報処理システムの活用
- ② 宮崎県総合河川砂防情報システムの活用
- ③ 宮崎県防災情報共有システムの活用
- ④ 宮崎県災害対策支援情報システムの活用
- ⑤ 気象台防災情報提供システムの活用
- ⑥ 防災情報発信サービス(一般市民用・職員参集用)の活用
- ⑦ 宮崎市防災情報共有システムの活用
- ⑧ 雨量観測システム(エクロス)の活用
- ⑨ 防災アプリの活用

(8) 民間事業者との各種協定の締結

災害時における被災者、避難者等への対応を充実する目的から、民間事業者や団体などと協力協定を締結している。

96 事業者・団体(令和6年4月1日現在)

(9) 防災意識の高揚

- ① 市民の防災意識の高揚を図るため、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップや各種啓発パンフレットを配布
- ② 各種行事にあわせての防災パネル展や、防災コーナーの設置等による啓発活動の実施
- ③ 宮崎市ホームページに各種防災情報を提供
- ④ 大淀川水系における最大規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域図などの周知広報
- ⑤ 地域防災コーディネーターや気象防災アドバイザーによる出前防災講座の実施

(10) 自主防災組織の結成促進

地域住民単位での防災力を強化し、大規模災害に備えるため、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進及び育成を図っている。

令和6年4月1日現在の結成自治会数 632 自治会

(11) 災害危険箇所

関係機関合同での災害危険箇所の現地調査を年1回開催するとともに、関係機関において、災害危険箇所の見直しを毎年行っている。

令和6年3月31日現在の災害危険箇所数 996 カ所

(旧宮崎:483、佐土原:135、田野:36、高岡:253、清武:89)

(12) 防災対策

① 地域防災リーダー育成強化

地域防災のリーダーとなる人材を育成し、各地域における防災力の向上を図るため、防災士の資格を取得するための費用の一部を補助する。また、防災士スキルアップ講座への参加を呼びかけるなど、能力向上を図っている。

・補助対象・・・以下の条件すべてを満たす人。

- ・特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修を受講した者であって、防災士となった者
- ・宮崎市に住所を有する者であり、防災士の資格取得後、地域の防災リーダーとして地元の自主防災組織等で活動する意思のある者
- ・本市の定める地域における活動実践(※)に必ず参加することを誓約した者

- ・地域における活動実践(下記のすべてに各 1 回以上参加)
 - 市の主催するスキルアップ講座
 - 地域が主催、または共同で実施する防災訓練
 - 地域等で開催される出前講座
 - 市が開催する防災活動研修会
- ・地域活動団体等が地域の防災リーダーとして推薦している者
- ・防災士の資格取得に関し他の助成制度による支援を受けていない者又は受ける予定でない者
- ・市税の滞納がない者
- ・補助額・・・一人あたり最大 8,000 円(防災士認証登録料(5,000 円)と受験料(3,000 円))

② 同報系防災行政無線デジタル化整備

地震津波発生時等の住民への情報伝達手段の強化を図るため、平成 25 年度から 28 年度までの 4 カ年で、県が公表した津波浸水が想定される区域を対象とした子局の新設を実施した。広大な津波浸水が想定される区域への音声伝達を効果的に行うため、可聴範囲の広い新型の長距離用スピーカーを搭載した子局を設置している。また、デジタル不感地域対策としての再送信子局の新設と従来型子局のデジタル化を含めた更新を行った。

【長距離型屋外拡声子局の整備実績】

- 25 年度:6 カ所(檍小、潮見小、赤江東中、大淀処理場、佐土原浄化センター、県消防学校)
- 26 年度:5 カ所(宮崎港小、檍北小、恒久小、宮崎東小、石崎の杜鯨鯨館)
- 27 年度:3 カ所(市役所本庁舎、佐土原総合支所、島山地区複合型津波避難施設)

【再送信子局の整備実績】

- 27 年度:2 カ所(戸崎鼻展望台、野島漁港)
- 28 年度:1 カ所(久峰総合公園)

【従来型子局の整備実績】

- 27 年度:23 カ所(浜畑、松崎北、松崎西、松崎南、蛸原北、蛸原、蛸原南、青島優亜館、こどもの国、南消防署青島出張所、青島神社、青島参道南広場、青島漁港、青島小、水産試験場、白浜オートキャンプ場、白浜団車庫、青島サンクマール、内海やっこ荘、内海港南、野島漁港、野島漁港南、小内海)
- 28 年度:28 カ所(福島、二ツ立、東町、田ノ上、徳ヶ渚、塩路北、塩路南、一ツ葉パーキングエリア、山崎インター、山崎北、山崎南、サンビーチ一ツ葉、サンマリーナ宮崎、宮崎港南、宮崎港北、学園木花台小、前鶴街区公園、熊野排水機場、木花第 7 部車庫、木崎浜、堀切峠北、道の駅フェニックス、内海トンネル北、内海港北、堀切峠トンネル高台、野島北、洋香園先、いるか岬)

③ 津波避難困難地区対策

最大規模の地震津波(L2)が発生した際に、津波到達時間までの避難が極めて困難な居住地域(特定避難困難地域)として平成 25 年度の調査により、佐土原地域「二ツ立地区」・本郷地域「郡司分蛸原地区」・木花地域「島山地区」の 3 カ所が抽出された。

各対象地域での住民説明会や意向の確認を経て、平成 26 年度、3 カ所の避難施設整備について、国(国交省)の防災・安全交付金の嵩上げ(2 分の 1 から 3 分の 2 へ南海トラフ法に基づく)を受けて、各地域の特性に応じた津波避難施設の整備を行った。

【整備実績】

- 26 年度:二ツ立避難タワー
- 27 年度:蛸原避難タワー、島山地区複合型津波避難施設

④ 宮崎港小学校北校舎屋上避難階段整備事業

宮崎港小学校周辺の避難ビルは、東部第二土地区画整理事業施工地区内における最短距離で

の津波避難想定で受入超過となるため、宮崎港小学校への避難が集中することが想定される。さらに隣接地域から避難があった場合、既設の中校舎屋上避難階段だけでは、現場の混乱による逃げ遅れや収容人数超過の恐れがある。また、今後も同地区内の人口増加が見込まれることから、宮崎港小学校の児童及び地域住民の安全確保と避難所機能の充実を図るため、宮崎港小学校北校舎に避難階段(収容予定人数 400 人)を設置した。

【整備計画】

令和 4 年度:地質調査、実施設計

令和 5 年度:屋上避難階段設置工事

⑤ 津波避難対策(急傾斜地)事業

県の新たな津波浸水が想定される区域のうち、海岸と急傾斜地等に囲まれた青島地域(重点地域:折生迫地区、内海地区)は、南海トラフ巨大地震発生時において、市内で最も津波到達時間が早く、かつ深刻な浸水深が想定されている地域である。

平成 24 年度から 3 カ年で実施した津波避難経路等整備支援事業の成果も踏まえ、27 年度に対象地域の住民が安全かつ円滑な一時避難ができるよう調査を実施し、対策が不十分な区域(折生迫地区 2 カ所、内海地区 2 カ所)の抽出を行った。29 年度までに当該箇所の避難経路と避難場所の整備、及び青島地域の一時避難をサポートするため、既存の一時避難経路入口に誘導標識・誘導灯の設置を行った。

【整備実績】

28 年度:青島 9 区、青島 17 区、青島 18 区一時避難場所整備、誘導標識・誘導灯設置

29 年度:青島 10 区

⑥ 移動系無線整備

災害発生時の各対策部間の情報連絡体制を確保するため、災害対策本部と地域センター・地域事務所等の各支部、拠点となる各避難所とを結ぶ無線通信手段(デジタル移動系無線)の配置を行った。

なお、大規模災害時における情報連絡手段の多重化と耐災害性の向上のため MCA 無線と IP 無線を採用し、このことによりデジタル波の不感地帯が概ね解消された。

【整備実績】

24 年度:デジタル MCA 無線 100 台を地域事務所、公民館、小、中学校などに配備。

25 年度:デジタル MCA 無線を佐土原地区 38 台、清武地区 35 台、計 73 台を配備。

26 年度:デジタル IP 無線 127 台を配備のうえ、全体の配備見直しを実施。

29 年度:デジタル IP 無線 4 台の追加配備

⑦ 宮崎市避難場所等環境整備支援事業

南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対策として、平成 29 年度から令和 5 年度までに災害発生時に地域住民が安全に避難を行うために、自治会等が主体となって行う避難場所等の整備費用の一部を助成する。

【補助対象事業】

・指定緊急避難場所等の整備を図る事業(防護柵、夜間照明、備蓄倉庫、避難誘導標識等の表示盤の設置、津波避難ビルの外付け階段や屋上フェンス等の整備、地域住民等の避難に供する施設の整備等を行う事業)

・避難経路の整備を図る事業(階段、擁壁、手すり、誘導灯、防護柵等の設置、その他避難経路として機能を果たすために行う整備)

・指定避難所の整備を図る事業(仮設トイレやシャワー施設の整備、備蓄倉庫又は発電機の設置、パーテーションやバリアフリー化等の避難生活に必要な整備等を行う事業)

【補助率】

・補助対象経費のうち5分の4以内(補助金上限額80万円、津波浸水が想定される区域内に新たな避難ビルとなるために設置する外付け階段の工事については上限額280万円)

【事業実績】

平成29年度:6カ所(青島22区自治会・大塚台西1丁目自治会・住吉商工振興会・西希望ヶ丘自治会・グリーンヒル広島通り管理組合・新別府町自治会)
平成30年度:9カ所(青島10区自治会・青島9区自治会・宮崎大学・永田2区自治会・金吹山自治会・平和が丘自治会・国富が丘自治会・宮崎東病院・学園木花台南3丁目自治会)
令和元年度:6カ所(南新町自治会・青島23区自治会・大炊田自治会・青島21区自治会・桜ヶ丘自治会・中平自治会)
令和2年度:11カ所(青島24区自治会・TIPマンション管理組合・花ヶ島観音免自治会・南新町自治会・曾井自治会・小松台ピュアタウン自治会・本郷地区自治会連合会・学園木花台南2丁目自治会・中恒久自治会・月見ヶ丘北自治会・光明保育園)
令和3年度:8カ所(山崎自治公民館・宮崎大学・金崎自治会・サーパス中津瀬管理組合・大島町原自治会・和知川原2区自治会・空港苑自治会・北部自治会)
令和4年度:8カ所(平和が丘自治会・四本松自治会・桜ヶ丘自治会・小牧台一区自治会・永田2区自治会・加江田2区自治会・GH船塚自治会・青島23区自治会)
令和5年度:9カ所(希望ヶ丘自治会・村角町自治会・糸原自治会・木花地区社会福祉協議会・加江田3区自治会・小松台ピュアタウン自治会・学園木花台南3丁目自治会・学園木花台北1丁目自治会・引土自治会)

⑧ 災害情報配信事業

災害時において、迅速かつ確実な情報伝達手段を確保するため、コミュニティFM放送を利用した緊急放送を配信する体制を構築するとともに、津波浸水が想定される区域に住む携帯電話等の取り扱いが困難な高齢者等が、緊急放送を受信するための防災ラジオの購入に係る費用の一部を助成する。

【販売実績】

平成29年度:50台
平成30年度:500台
令和元年度:224台
令和2年度:355台
令和3年度:302台
令和4年度:145台
令和5年度:96台

⑨ 電話FAX情報発信事業

災害時に情報を得る手段がない高齢者等に、電話・FAXを手段として避難に関する情報を発信する。

【登録者数】

令和5年度末現在:43名

交通安全対策

(地域安全課 内線 2444)

本市においては、第11次交通安全計画(令和3年度～令和7年度)を策定し、警察をはじめ関係機関・団体と連携して交通安全対策を展開していく。

本年度も交通安全実施計画(年度計画)を策定し、交通の状況や地域の実情に即した交通安全対策を効果的、かつ着実に推進する。

1 交通安全実施計画の策定

(1) 道路交通の安全

道路交通環境の整備、交通安全に関する知識の普及、安全な運転の確保、道路交通秩序の維持など

(2) 踏切道における交通の安全

踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の促進、踏切保安設備の整備及び交通規制の実施など

2 宮崎市交通安全推進協議会の運営

警察・交通安全協会・自治会連合会など関係団体で組織し、交通安全の確保及び交通の円滑化等に関し相互に緊密に連携しながら、宮崎市交通安全推進モデル団体(小学校2校、高齢者クラブ3団体)の指定による啓発や、春・秋・冬等の交通安全運動中の街頭キャンペーン実施などの啓発事業を推進している。

3 交通安全啓発事業

(1) 春・秋・冬の交通安全運動等における啓発活動の実施

警察・交通安全協会等関係団体と連携し、春・秋・冬の交通安全運動、自転車マナーアップキャンペーン、飲酒運転根絶月間などにおいて、時期に応じた啓発活動を重点的かつ集中的に実施し、市民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止に努める。

(2) 高齢者・幼児対策

交通弱者である高齢者や子どもが関与した交通事故を減らすため、交通弱者交通安全教室事業を実施し、交通安全教育を推進している。

(3) 迷惑駐車防止対策

重点区域(橘通3丁目、高千穂通の一部)において、迷惑駐車防止のための助言・啓発を行うことにより、円滑な道路交通を確保し、市民の安全で快適な生活環境の実現を図る。

4 宮崎市交通指導員

市が委嘱した宮崎市交通指導員(令和6年4月現在50人)により、街頭指導や交通安全指導・広報などの活動を行い、市民の交通安全意識の高揚と事故防止の推進を図る。

5 交通事故相談

月曜から金曜(閉庁日を除く。)の午前9時15分から午後4時まで、交通事故相談業務を行っている(令和5年度相談件数:30件)。多様化・複雑化する相談内容に、適切な助言、教示対応に努めている。

6 交通事故発生状況

全国、宮崎県、宮崎市の人身事故発生状況

年次		区分	件 数(件)		死 者(人)		負 傷 者(人)	
令和 3 年	全	国	305,196		2,636		362,131	
	宮	崎	4,461		30		5,059	
	宮	崎	1,913		8		2,121	
令和 4 年	全	国	300,839		2,610		356,601	
	宮	崎	3,798		32		4,245	
	宮	崎	1,626		7		1,774	
令和 5 年	全	国	307,930		2,678		365,595	
	宮	崎	3,488		30		3,908	
	宮	崎	1,544		7		1,704	

7 放置自転車対策

(1) 公共の場所における放置自転車の防止

市では、平成 3 年 4 月から「宮崎市自転車の放置防止に関する条例」に基づき、公共の場所における自転車の放置を防止し、市民の良好な生活環境の確保と都市美観の維持に努めている。

平成 4 年 4 月から、橘通東・西 3 丁目を「自転車放置禁止区域」に指定し、その後、平成 5 年 4 月から橘通東・西 1～2 丁目を、平成 6 年 4 月から一番街、若草通、宮崎駅周辺を、平成 9 年 5 月から南宮崎駅周辺を、平成 19 年 10 月から宮交シティ周辺を追加指定した。令和 6 年 4 月現在計 22 カ所(4,028 台収容)の自転車駐車場を設置している。

放置自転車については、自転車保管所に移動・保管し、返還業務を行い、引き取り手のない自転車については、3 カ月経過した後に処分しており、リサイクル可能なものについては指定団体へ売却している。なお、自転車返還の際は、移動保管料として 1,000 円を徴収している。

(2) 駐輪スペースの設定

自転車放置禁止区域の橘通 1 丁目から 3 丁目の国道 220 号沿いは、地元商店から放置禁止区域の指定解除の強い要望があったことから、国土交通省と協議を行い、放置自転車対策協議会の意見を踏まえ、平成 15 年 8 月から歩道の一部に試行的に 9 カ所の駐輪スペースを設けた。その後、平成 17 年 4 月 1 日から利用時間(午前 10 時～午後 7 時)を定め本格的に実施している。

なお、現在は、8 カ所 68 台の駐輪スペースを設定している。

(3) 宮崎市自転車等駐車場整備計画の策定

平成 19 年 3 月に市中心市街地における自転車等駐車需要に対応した駐車場の整備と、適切な自転車利用の環境整備の促進を目指し、「宮崎市自転車等駐車場整備計画」を策定し、平成 30 年に改定している。

地域安全対策

市民が安心して快適な生活を営むため、防犯灯設置運営に対する助成をはじめ、地域及び関係機関と一体となった地域安全運動を展開する。

1 自治会防犯灯対策

(地域コミュニティ課 内線 3485)

自治会が管理する防犯灯の維持管理及び設置工事等に係る費用の一部を補助する。

(令和 5 年度実績)

・既存防犯灯の維持管理費(電気料金)の補助灯数	27,359 灯
・LED照明器具新設及び取替工事件数	387 件
・蛍光管取替工事件数	46 件
・廃灯工事件数事件数	12 件

2 通学路防犯灯対策

(地域安全課 内線 2445)

平成 9 年度から、自治会管理の防犯灯では対応が困難な通学路の防犯灯については、安心の街づくり事業として市が設置しており、令和 5 年 12 月に実施要領を改正し、通学路防犯灯設置事業として取り組んでいる。令和 5 年度末時点で 320 灯を設置している。

3 地域安全運動の展開

(地域安全課 内線 2445)

犯罪のない明るいまちづくりを目指し、市及び関係機関・団体が相互に堅密な連絡を保ちながら、地域安全運動を推進し、地域安全思想の普及・高揚を図りながら、防犯パトロール隊・青色回転灯防犯パトロール隊の結成など地域安全環境の整備に向けた取り組みを行っている。

(1) 宮崎市防犯協会連合会

自治会連合会をはじめとした関係団体で構成し、各団体が地域安全活動に取り組むとともに、防犯功労者の表彰を行っている。

(2) 宮崎地区地域安全協会

宮崎北・宮崎南警察署管内の自治会連合会をはじめとした関係団体で構成し、宮崎県防犯協会連合会の地区組織として活動している。

(3) 東諸県地区防犯協会

高岡警察署管内の国富町・綾町・高岡町内の自治会をはじめとした関係団体で構成し、宮崎県防犯協会連合会の地区組織として活動している。

4 客引き行為等対策

(地域安全課 内線 2445)

令和 3 年に「宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例」を制定し、ニシタチ周辺の繁華街における路上など公共の場所を、市民や観光客が快適に通行、利用できるようにするため、繁華街の一部を客引き行為等禁止区域に指定し、区域内での巡回指導を行うほか、市民や事業者への意識啓発を行っている。

